# 道路協力団体指定準則

(趣旨)

第1 この準則は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第48条の6 0第1項の規定に基づく道路協力団体の指定の審査その他の道路協力団体の指定の実務に関 し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2 道路管理者は、本準則に基づき募集要項を作成し、道路協力団体の公募を行うものとする。

(申請資格) 〈処理基準〉

- 第3 道路協力団体の指定の申請を行うことができる者は、法人又は道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第4条の25に規定する団体(以下「法人等」という。)であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
  - ー 代表者が定まっていること。
  - 二 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
  - 三 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
  - 四 法人等の構成員(役員を含む。)が5名以上いること。
  - 五 申請時点において、法人等の設立後5年以上(特定非営利活動促進法(平成10年法律 第7号)第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける 前の活動期間を含む。)が経過していること。
  - 六 第4第1項第2号に定める活動実績報告書及び同項第3号に定める活動実施計画書が宗 教活動又は政治活動を目的としていないこと。
  - 七 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はそれらの利益となる活動を行う者でないこ と。
  - 八 直近1年間の税を滞納していないこと。
  - 九 日本国の法令を遵守し、業務等を履行していること。また、公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていると認められないこと。
  - 十 道路協力団体の指定を受けた場合に、道路協力団体としての活動以外では、道路協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

(申請)〈第1項は、処理基準〉

- 第4 道路協力団体の指定を受けようとする法人等は、別記様式第1号に、次に掲げる書類を 添えて申請するものとする。
  - 一 法人等の規約その他これに準ずるもの及び会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載 されているもの
  - 二 直近数年間の活動実績報告書(以下「活動実績報告書」という。)
  - 三 第7第2項の道路協力団体に指定する期間に係る活動実施計画書(以下「活動実施計画

書」という。)

- 四 法人等の監査報告書又は収支計算書
- 五 直近1年間で滞納処分を受けたことがないことの証明の写し等(課税対象団体である場合に限る。)
- 六 第3第5号の要件を満たすことを証する書類
- 七 第3第6号、第7号、第9号及び第10号の要件を満たすことを誓約できる書類
- 八 前各号に掲げるもののほか、道路管理者が必要と認める書類
- 2 前項第2号の数年間は、おおむね5年間とする。
- 3 第1項の規定により法人等が申請しようとする場合において、法28条の2の規定により協議会を構成する複数の隣接する道路管理者(道路協力団体の事務の合理化を図るために行う申請書類の転送等について合意しているものに限る。以下この準則において「関係道路管理者」という。)に対し同時に申請を行う場合は、関係道路管理者のうちいずれか一の道路管理者を窓口として申請書類を提出することができる。

この場合において、窓口として申請書類を受理した道路管理者は、他の関係道路管理者に対して、速やかに書類を転送することとする。

(確認及び審査) 〈処理基準〉

第5 道路管理者は、第4第1項の規定により提出された書類に基づき申請資格の確認を行う とともに、第6に基づき活動実績報告書及び活動実施計画書の内容について審査を行うもの とする。

(審査基準) 〈第1項及び第3項は、処理基準〉

- 第6 第5の活動実績報告書の内容についての審査は、次に掲げる事項について確認を行うものとする。
  - ー 継続性:道路協力団体として活動を行う道路の区間において、直近数年間にわたり継続 して次に掲げる活動を行っていること。ただし、ハに掲げる活動にあっては、道路の区間 において行っていることを要しない。
    - イ 道路の管理に資する清掃・除草等の公的活動(法第48条の61第1号に掲げる業務と同様の活動と認められるもの)
    - ロ イに掲げる活動の実施が一部の区間に限られる場合は、その余の区間において法第4 8の61第2号から第6号に掲げる業務と同様の活動と認められるもの
    - ハ イ又は口に掲げる活動が実施されていない場合は、公共施設(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第1項第1号に規定する公共施設をいう。以下同じ。)の管理者との委託契約等に基づく活動であって、法第48条の61第2号に掲げる脱炭素化施設等の設置又は管理の業務と同様の活動と認められるもの
  - 二 協力性:前号の公的活動等が、道路管理者等(道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)の規定により道路の維持、修繕等を行う者を含む。以下この号及び第3項第3号において同じ。)から後援された活動、道路管理者等と共同で実施した活動その他の道路管理者等との協力関係が認められる活動又は公共施設の管理者との委託契約等に基づく活動であること。
  - 三 活動姿勢: 直近数年間において、道路管理若しくは他の民間団体等の道路管理に資する

活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

- 四 公共性:道路協力団体として法第48条の61第2号に掲げる業務を行い収益を得たことがある場合には、その収益に見合う法第48条の61各号に掲げる業務を実施したと認められること。
- 2 前項第1号及び第3号の期間は、おおむね5年間とする。ただし、道路管理者と協定等を締結して清掃等のボランティア活動又は公共施設の管理者との委託契約等に基づく活動を行ってきた実績が確認できる場合は、第6第1項第1号及び第3号の期間は、2年間とすることができる。
- 3 第5の活動実施計画書の内容についての審査は、次に掲げる事項について確認を行うもの とする。
  - 一 実効性:過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。
  - 二 貢献度:法第48条の61各号に掲げる業務等、道路管理に対する貢献又は地域の課題 解消に向けた貢献が認められること。また、法48条の61第1号に掲げる業務について は、活動実績と同様に継続して実施する見込みがあること。
  - 三 協調性:活動に当たって地域の関係者(関係する道路管理者等、住民、市町村、他の民間団体等をいう。)との協調性が認められること。
  - 四 公共性:法第48条の61第2号に掲げる業務を行い収益を得ようとする場合には、その収益に見合う法第48条の61各号に掲げる業務を実施する見込みがあると認められること。

## (指定) 〈処理基準〉

- 第7 道路管理者は、法第48条の60第1項の規定に基づき、第5の確認及び審査の結果、 法第48条の61各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合に は、道路協力団体の指定をすることができる。
- 2 道路管理者は、道路協力団体の指定をした法人等に対し、当該法人等の名称及び業務、当該法人等が道路協力団体として活動を行う道路の区間並びに道路協力団体に指定する期間を明記した別記様式第2号を発行し、指定番号を登録するものとする。
- 3 前項に定める道路協力団体に指定する期間は5年間を上限とする。
- 4 道路管理者は、第1項により道路協力団体の指定をしたときは、法第48条の60第2項 に基づき、当該道路協力団体について公示するものとする。

### (指定の通知)〈処理基準〉

第8 道路管理者は、道路協力団体の指定をしたとき、又は指定をしないこととしたときは、 申請をした法人等に対して、その旨を書面で通知することとし、指定をしなかった法人等に 対しては、その理由を付すものとする。

#### (活動実施計画) 〈処理基準〉

- 第9 道路管理者は、法第48条の62第1項の規定に基づき、道路協力団体が活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかにその変更の内容を明らかにする書類を提出させるものとする。
- 2 前項に定める活動実施計画を変更する場合においても、法第48条の61各号に掲げる業務を適正かつ確実に行い、地域の課題解消に資すること、法第48条の61第2号に掲げる業務を行い収益を得ようとする場合、その収益に見合う法第48条の61各号に掲げる業務

を実施する見込みがあることを確認するものとする。

(活動状況の確認)

- 第10 道路管理者は、道路協力団体に対し、年1回以上、活動の内容について報告させるものとする。
- 2 前項の場合において、法第48条の61第2号に掲げる業務を行い収益を得たことがある場合には、道路協力団体に対しては、その収益に見合う法第48条の61各号に掲げる業務の実施状況を報告させるものとする。
- 3 第1項のほか、道路管理者は、法第48条の62第1項の規定に基づき、道路協力団体に対し、当該道路協力団体の活動の適正かつ確実な実施を確保するために必要な場合には、その活動内容について臨時の報告をさせることができる。

(活動内容の改善) 〈処理基準〉

- 第11 道路管理者は、道路協力団体に対し、必要に応じ、活動実施計画書について、法第4 8条の62第2項の規定に基づき改善すべきことを命じ、又は法第48条の63の規定に基 づき指導若しくは助言をすることができる。
- 2 道路管理者は、道路協力団体が、その活動を適正かつ確実に実施していないことが認められると判断した場合(指定後に第3各号に定める要件に適合しなくなったと認められる場合を含む。)には、法第48条の62第2項の規定に基づき、その活動の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(代表者の変更等)

- 第12 道路管理者は、法第48条の62第1項の規定に基づき、道路協力団体の代表者が変更となった場合又は道路協力団体が解散をした場合には、速やかに報告をさせるものとする。
- 2 道路管理者は、前項の規定により道路協力団体の解散の報告を受けたときは、その旨を公示するものとする。

(指定の取消し) 〈処理基準〉

- 第13 道路管理者は、道路協力団体が詐欺その他不正の手段により道路協力団体の指定を受けた場合のほか、道路協力団体の指定を受けた後に第3各号のいずれかを満たさなくなった場合その他の法第48条の62第3項に規定する場合には、当該指定を取り消すことができる。
- 2 道路管理者は、道路協力団体から当該道路協力団体の指定の取消しの申請があった場合には、その指定を取り消すものとする。
- 3 道路管理者は、道路協力団体の指定を取り消した場合には、書面にて取消しの通知を行う ものとする。
- 4 道路管理者は、第1項又は第2項の規定により道路協力団体の指定を取り消した場合に は、その旨を公示するものとする。

(協議会)

第14 道路協力団体は、関係する道路管理者等が構成する法第28条の2の協議会又は踏切 道改良促進法(昭和36年法律第195号)第6条の地方踏切道改良協議会に道路管理者等 の求めに応じ参画することができるものとする。

## (標準処理期間)

- 第15 法第48条の60第1項に係る標準処理期間は、概ね3ヶ月間とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、これを適用しない。
  - ー 申請内容が先例のない場合等であって、期間内に指定を行うことが困難な場合
  - 二 道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれが顕著であって、指定に当たって特に慎重に 検討する必要がある場合
  - 三 申請が募集の期間を過ぎている場合
- 2 前項に定める標準処理期間には、次の期間を含まない。
  - ー 申請書類の不備等を補正するために要する期間
  - 二 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要とする期間
  - 三 申請内容に応じ関係機関との協議に要する期間

## 附則

この準則は、平成28年4月1日から施行する。 改正後の準則は、令和元年9月5日から適用する。 改正後の準則は、令和7年10月1日から適用する。